

平成

二十一年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成二十一年九月二十五日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十一年九月二十五日 午前十時開議

- | | | |
|----|---------|----------------------------------|
| 第一 | 議第 三十三号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について |
| 第二 | 議第 五十二号 | 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正の訂正について |
| 第三 | 議第 六十六号 | 平成二十一年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定の撤回について |
| 第四 | 議第 五十号 | 五條市滞在体験型観光施設条例の制定について |
| | 議第 五十二号 | 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について |
| | 議第 五十三号 | 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について |
| | 議第 五十四号 | 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の全部改正について |
| | 議第 六十号 | 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の全部改正について |
| | 議第 六十四号 | 五條市・十津川村消防事務委託規約の制定について |
| | 議第 六十五号 | 五條市過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 議第 六十六号 | 平成二十一年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について |
| 第五 | 議第 五十五号 | 五條市人権総合センター条例の全部改正について |
| | 議第 五十六号 | 五條市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議第 五十七号 | 五條市衛生センター条例の全部改正について |

議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正について

議第六十七号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の議定について

議第六十八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）の議定について

議第七十号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）の議定について

議第七十一号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）の議定について

第六 議第五十九号 五條市市民会館条例の全部改正について

議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正について

議第六十二号 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正について

議第六十三号 五條市上野公園等条例等の一部改正について

議第六十九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の議定について

第七 認第一号 平成二十年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第二号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第三号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

認第四号 平成二十年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認第五号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第六号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第七号 平成二十年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第八号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について

認第九号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第十号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認第十一号 平成二十年度五條市水道事業会計決算認定について

第八 議会改革特別委員会委員長報告

- 第九 推第 二号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて
- 第十 同第 七号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第十一 同第 八号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第十二 議第七十二号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第十三 発議第 九号 五條市議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議第七十二号まで

出席議員（二十一名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
					比			恵			
和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

十三番	花
十四番	佐久
十五番	寺間
十六番	榎本
十七番	黄木
十八番	土井
十九番	榮林
二十番	大谷
二十一番	田原
昭典	花谷
正己	佐間
保英	寺本
凱一	榎塚
英夫	黄木
嗣夫	土井
次嗣	榮林
雄孝	大田
	原

市長	吉
副市長	榮
教育長職務代行者	吉
市長公室長	辰
総務部長	森
都市整備部長	森
生活産業部長	上
健康福祉部長	水
上下水道部長	辻
	野
	林
	田
	巳
	本
	本
	卓
	正
	衡
	司
	雄
	司
	三
	弘
	也
	雄
	美
	夫

事務局職員出席者

消防本部次長	山	田	善	久
会計管理者	上	孝	男	
西吉野支所長	福	純	二	
大塔支所長	土	祥	嗣	
監理管財課長	新	健	夫	
企画財政課長	櫻	敬	三	
市長公室次長	佐	憲	美	
秘書課長	下	洋	次	
庶務課長	窪	佳	秀	
事務局長	川	西	敏	美
事務局次長	乾	旬		
事務局係長	西	美		
事務局主任	笹	久		
速記者	柳	五	美	
	ヶ	瀬	豊	

午前十一時一分再開

○議長（北山和生） ただいまから、去る十一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（北山和生） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（北山和生） 日程第一、選第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 選第三号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について。

○議長（北山和生） 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため市議会議員から一名を選出することになりますが、二名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づきすべての市議会において選挙が行われることになったものであります。

なお、この選挙は、広域連合規約第八条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

この際、お諮りいたします。

選挙の結果については会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。

よって選挙の結果については会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたします。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（北山和生） ただいまの出席議員数は、二十一名であります。投票用紙を配付させます。

なお、候補者名簿につきましてはあらかじめお手元に配付しておりますので、御確認ください。

〔投票用紙配付〕

○議長（北山和生）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北山和生）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（北山和生）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（北山和生）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び黄木英夫議員を指名いたします。

よって両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（北山和生）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 二十一票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 二十一票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

山本 清 奈良市議会議員

十四票

松岡克彦 奈良市議会議員

七票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告いたします。

○議長（北山和生）次に日程第二、議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正の訂正についてを議題といたします。
訂正の理由の説明を求めます。吉田教育部長。

〔教育部長 吉田辰雄登壇〕

○教育部長（吉田辰雄）おはようございます。

ただいま上程されました議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正についての一部訂正につきまして、訂正理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正の訂正につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の授業料を、訂正前は年額一万二千元を、三万二千四百円とし、納付について第一期、第二期各六千円を、第一期一万三千五百円、第二期一万八千円、第三期八千円に改正するとなっておりますが、今回の訂正におきまして、年額「一万二千元」を「一万八千円」に、月額では二千七百円から一千五百円となり、期別納付額につきましても、第一期七千五百円、第二期六千円、第三期四千五百円と訂正させていただくものでございます。

訂正の理由につきましては、適正な受益者負担を求めるとともに、主に今般の経済危機に伴う所得の減少等を考慮しながら、急激な負担の増の緩和等を考慮し、訂正をお願いするものでございます。

御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で議第五十二号の訂正の理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）訂正の理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正の訂正について、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正の訂正については、承認されました。

この際、申し上げます。

去る、十一日に総務文教常任委員会に付託いたしました議第五十二号につきましては、訂正された議案で御審査くださるようお願い申し上げます。なお、ただいま御承認いただいた訂正による議案書の差し替えは特に行いませんので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）次に日程第三、議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定の撤回についてを議題といたします。

撤回の理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定の撤回につきまして、撤回の理由の御説明を申し上げます。

去る九月七日に提出いたしました議案のうち、議第六十六号 平成二十一年度一般会計補正予算（第二号）議定につきましてありますが、その中で、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金のうち、西吉野柿選果場機器更新事業補助金及び青ネギ生産組合育成補助金につきましては同種の補助金と考えまして再検討する必要があるということで、撤回をお願いするものでございます。

以上で撤回の理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）撤回の理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定の撤回について、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定の撤回については、承認しないことに決しました。
五分程度休憩します。

午前十一時二十分休憩に入る

午前十一時三十分再開

○議長（北山和生）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（北山和生）日程第四、議第五十号、議第五十二号、議第五十三号、議第五十四号、議第六十号、議第六十四号、議第六十五号及び議第六十六号の八議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会寺本保英委員長。

〔総務文教常任委員長 寺本保英登壇〕

○総務文教常任委員長（寺本保英）ただいま議題となりました、議第五十号、議第五十二号、議第五十三号、議第五十四号、議第六十号、議第六十四号、議第六十五号及び議第六十六号の八議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十一日の本会議において当委員会に付託され、十四日午前十時から開会いたしました委員会及び本日、先ほどまで開会いたしております。

ました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十号 五條市滞在体験型観光施設条例の制定につきましては、新町地区で整備を進めている五條市滞在体験型観光施設の新設に伴い新たに本条例を制定し、その管理運営に指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、来年三月建築予定であり、管理経費等が推定となる本施設の指定管理者制度導入を急ぐ理由等について質疑があり、「街なみ環境整備事業として整備を進めてきた新町地区で、本施設の完成と同時に民間のノウハウを導入していただき、新町地区の活性化に生かしてまいりたいと考えており、京都の町屋を基本に研究し、検討を重ねてきたところである。また、利用料金は、素泊まりで滞在体験をする施設として稼働率を考えて管理経費等を算定している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正につきましては、奈良県立高等学校の授業料等の見直し及び市の行財政改革に伴う歳入の見直しのため五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の授業料等を改正するもので、授業料を年額一万二千元から三万二千四百円に、また、入学査料を五百円から一千元に改正し、入学料二千元の規定を加え、二十二年四月一日から施行し、経過措置として、在学している者の授業料等については改正前の額とすることなど、当局から説明がありました。委員から、賀名生分校の果たしている役割は大きく、最近の厳しい経済情勢から学費が生活費を圧迫している現状を考えたとき、今般の改正案は妥当でないとの意見があり、「民主党が掲げるマニフェストの高校授業料の実質無償化については、間接給付とし、教育交付金などの方法が検討されているとの報道があったが、基本的には、妥当な受益者負担の原則と住民負担の公平性から今回の提案となった。」等の答弁がありました。意見調整のため十時四十二分に休憩をいたしました。

午前十一時十分再開し、冒頭、委員から、授業料の値上げ率を一・五倍程度とすることなど、再考を促す提案がありました。

十四日は本案の審査を終了しましたが、市長から、授業料を年額一万八千円とし、納付を第一期七千五百円、第二期六千円、第三期四千五百円とする議案の訂正があり、本日その訂正が議会において承認されましたので、付託された総務文教常任委員会において慎重審査し、採決した結果、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十三号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするなど、当局から説明がありました。委員からは、重要な役割を果たしている図書館の管理、運営等について質疑があり、「館長のほかに必要な職員として

司書を置き、祝日も開館するなど、一定レベルのサービスを確保するもので、近畿二府四県の範囲で図書館の管理、運営で経験を積んだ指定管理者を募集するものである。」等の答弁がありました。が、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。が、委員から、「今年の春からは各種事業の展開により集客力が向上しており、施設の有効利用については今後とも指導に努めてほしい。」等の意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十号 五條市西吉野コミュニティセンター条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。が、委員から、施設の周辺整備や設備改修に配慮するよう求める意見などがあり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十四号 五條市・十津川村消防事務委託規約の制定につきましては、消防に関する事務の管理及び執行について十津川村からの委託に伴い、管理及び執行の方法や委託事務の管理及び執行に要する経費負担などを定めた規約を制定しようとするもので、委員から、委託事務の範囲等にかかわって質疑があり、「十津川村分署庁舎、消防車及び救急車等の整備については全面的に十津川村が負担するもので、検討中ではあるが、大塔分署の車庫整備費用についても基本的には十津川村の負担と考えている。また、職員採用については、五條市職員採用試験を行い、採用後は本市区域内又は十津川村内に居住できる人の条件がある。広域消防が確定したときに規約は廃止になるが、分署などは存続するものである。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十五号 五條市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、交通通信体系の整備等の整備計画に生活バス購入事業を追加するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、中学校地震補強事業費一億二千六百八十三万円、道路新設改良費九千四百十一万八千円、消防施設費七千六百八十八万八千円、水道事業繰出金六千二百万円、老人福祉施設費四千七十九万九千円、塵芥

処理費四千万円等の合計八億六十七万五千円を増額補正し、その財源に、国庫補助金、臨時財政対策債、地方交付税、雑入等をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六十八億三千八百二十三万九千円とするもので、当局から説明がありました。昼食のため十二時二十五分に休憩をいたしました。

午後三時五十分から審査を再開し、各委員から各費目についてそれぞれ質疑がありました。審査終了後、山田由比己委員から修正案が提出され、提案理由の説明がありました。

その内容は、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費の青ネギ生産組合育成補助金五百五十万円は、本年九月二日に設立総会を行ったばかりの青ネギ生産組合に対する育成補助金であり、年度の半ばに立ち上げたばかりの組合に対し、過去に例を見ないほどの大きな金額を補助する根拠、また、新年度当初予算ではなく補正予算に計上するその根拠にも欠けている。また、この組合設立の趣旨、目的には何ら異存はなく、大いに賛同するところであるが、本市の苦しい財政事情から、補助金の大幅な見直しを行い、団体補助金の大幅カットにも取り組んでいる中、他の団体との整合性についても問題があり、今回の補正予算による補助金支出は到底承認できるものではないため修正案を提出したもので、具体的には、青ネギ生産組合育成補助金五百五十万円をゼロ修正し、その財源四百四十万円を七款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費に充当するとともに、歳出の削減分に見合う五百五十万円は地方交付税を減額修正するとの内容であり、修正案を起立採決した結果、全員一致により、修正案のとおり修正可決すべきものとすることに決定し、その後、修正可決した部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分について、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（北山和生）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十一日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、山田澄雄議員の発言を許します。八番山田澄雄議員。

〔八番 山田澄雄登壇〕

○八番（山田澄雄）議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありました平成二十一年度一般会計補正予算（第二号）に関して、委員会の判断は修正可決であるとのことでしたが、私は、ゼロ修正されました青ネギ生産組合への補助金は、今後の五條市の活性化を考えたときに、是非とも必要であると考えますので、修正案に対しては反対の立場から討論いたします。

先ほど、委員長から一部説明がありましたが、一般会計補正予算の農林業費のうち、農業振興費に計上されております青ネギ生産組合育成補助金、五百五十万円は、五條市を青ネギの一大生産地とし、五條市の活性化につなげようとする、組合員の熱意と発想によつて生まれた生産組合であります。

現在の会員数は二十二人でありますが、組合の設立目的に沿つて事業が計画的に実施されれば、栽培技術の研究により品質が向上し、有利な販売が確保でき、青ネギの生産振興が図られ、これにより組合員の経営が安定してくれば、会員数は飛躍的に増加していくものと思われれます。

また、現在の組合員を見ても、生産者だけではなく、社会福祉法人五條市あすなろ福祉会なども参加されており、この活動を通じて障害者の自立支援にもつながるなどの効果も考えられます。

審査された総務文教常任委員会では、九月二日に設立したばかりで実績のない組合に対して五百五十万円もの補助金を出すことを疑問視する意見が出されたと聞いておりますが、現在の五條市の農業の現状を見ると、やはり主となるのは米作であります。生産コストが増大し、反して、価格の低迷、生産者の高齢化等大変厳しい状態であることはだれも否定されなれないと思います。

この現状を踏まえて、「何とかしなければ」との、切実で、自主的な思いから設立されたのが、五條市青ネギ生産組合であります。

青ネギは、収益性も高く、また、カットネギに加工すれば、国産の農産物に対する高い信用性や廃棄する部分が極めて少ないといった効率性も手伝つて、チェーン店などでの大量消費による需要が確保できれば、むしろ安定した農作物と考えられます。

また、この財源は、国からの臨時交付金であり、大変有利な財源であることなどを考えたときに、青ネギ生産組合への補助金を全くのゼロにしてしまふこの修正案につきましては反対し、原案のとおり可決するべきであると申しまして、私の討論といたします。

○議長（北山和生）次に、川村家廣議員の発言を許します。三番川村家廣議員。

〔三番 川村家廣登壇〕

○三番（川村家廣）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）については修正可決とすることが現時点では一番妥当な判断であると考えますので、委員長報告のとおり青ネギ生産組合への五百五十万円の補助金については今議会においてはゼロ修正するべきであると考え、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

現在、様々な補助金に対して市は一律に削減してきており、他の補助金とのバランスを考えたときに、九月二日に発足したばかりの青ネギ生産組合に、苦しい市の財政の中から今すぐにこれだけの補助金を交付しようとする市の判断に、本会議、また委員会でも多くの質問が出されておりました。

例えば、五條の柿ですが、市町村単位では日本一の生産量を誇り、市のホームページでも「日本一の柿のまち・五條市」と、盛んにPRされており、五條市のPRという観点からだけでも、その貢献は大変大きく、宣伝効果を金額にすると一体どれくらいになるのか、それだけでも計り知れないものがあると考えております。

五條市の柿も、旧西吉野村においては、生産者等と行政が手を携えながら、政策的にも努力し、積み上げてきた実績に裏付けられてここまでできたものであり、一朝一夕に築き上げられたものではなく、先人の努力には心から敬意を表するものであります。

今議会中、柿と青ネギを同じ土俵で議論しようとする姿勢が一部で見受けられましたが、これは今までの先人の努力を全く理解されていないもの以外ならないと言わざるを得ません。余りの無理解さに、不安すら感じるところでございます。

私は、むしろ五條市としてこの事業を支援する決定をされたのであれば、世界規模での流通実態など、綿密な調査と計画の元で、先の見通しや今後の計画などを市民にも明らかにした上で、市としての取組を推進していくべきではないかと考えるところであります。

また、透明性の確保という意味からも、このような補助金に対しては交付に関する一定のルールを作っておくべきではないかとも思います。

時機を逸してはいけません、行政は市民からいただく税金を有効に使う責任があることから、それを考えたときには、積極性とともな慎重性及び公平性が求められるのではないかと考えております。

また、私が委員会の判断が妥当であると考えます一番の理由は、先ほど市長から提出されました本議案の撤回理由が、「本補助金に対しては再検討をする必要が生じたため」と、市長自らが再検討の必要性を感じていることを明らかにされているからであります。

このように、現時点では実績を伴わない本補助金に対しましては、市側としても、もっと積極的かつ綿密に調査研究を重ねられ、より有効で実効性のあるものとなるように努力をしていただくのが最優先であると考えるところであります。

よって本件については、市の検討結果とその公表を待つ意味からも、今議会においては先ほどの修正案のとおり決すべきであると申し上げ、私の討論いたします。

ありがとうございます。

○議長（北山和生） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十号 五條市滞在体験型観光施設条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生） 次に、議第五十二号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生） 次に、議第五十三号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって議第五十三号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正については、否決されました。

○議長（北山和生）次に、議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の全部改正についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の全部改正についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十四号 五條市・十津川村消防事務委託規約の制定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十五号 五條市過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十六号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。
なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、修正可決であります。

お諮りいたします。本議案は委員長長の報告どおり修正可決とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって本案は、委員長長の報告どおり修正可決とされました。

引き続き、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって修正可決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま本案が修正可決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。
ただいまより昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩に入る

午後一時四十八分再開

○議長（北山和生） 定刻となりました。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
意見調整のため、暫時休憩します。

午後一時四十八分休憩に入る

午後一時五十六分再開

○議長（北山和生） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（北山和生） 日程第五、議第五十五号、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第六十七号、議第六十八号、議第七十号及び議第七十一号の八議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会黄木英夫委員長。

〔厚生常任委員長 黄木英夫登壇〕

○厚生常任委員長（黄木英夫） 厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました、議第五十五号、議第五十六号、議第五十七号、議第五十八号、議第六十七号、議第六十八号、議第七十号及び議第七十一号の八議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十一日の本会議において当委員会に付託され、十四日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十五号 五條市人権総合センター条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするもので、当局から説明がありました。委員から、人権と福祉のまちづくりを基調として社会福祉の増進及び教育文化の向上を図り交流の拠点となる施設を民間にゆだねることの是非については問題があり、基本的な考えには賛成するが、退職者等の推移にも配慮すべきであり、一般の提案は時期尚早であるとの意見がありました。平成十九年五月に策定した集中改革プランに基づき指定管理者制度を導入して民間のノウハウを生かしたサービス向上と経費節減に努めることを進めており、市内の三百九十六施設のうち、今般十一施設に指定管理者制度の導入を提案したところである。財政健全化のため、集中改革プランの大きな柱として取り組み、遅きに失しても駆け足でやっていかなければならないと考えている。」との答弁がありましたが、委員からは、説明と資料が十分でないことに対しての意見等があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金を三十八万円から四十二万円に引き上げるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、附則に規定する平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置や現行制度との違いなどについて質疑があり、「経過措置については国の暫定措置であり、この間を種々の検討を行う期間としている。また、医療機関への直接支払制度に改められる。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十七号 五條市衛生センター条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするもので、当局から説明がありました。委員からは、修繕料等の施設整備などにおいて問題があり、一般の提案は時期尚早であるとの意見とともに、二次処理放流や希釈放流についての議論があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするもので、当局から説明がありました。委員から、指定管理者による営業活動などについて質疑があり、「斎場にかかわらず、指定管理者制度は施設の管理運営全般をゆだねるもので、

営業活動等に係る費用は利用料や自主事業による収入、市からの管理料で賄い、民間のノウハウを生かして利用者の利便性の向上を図るものである。」「との答弁がありました。指定管理者制度の導入による特段のメリットも考えられないなどの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十七号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、前期高齢者納付金八十一万三千元、交付金返還金二千七百六十三万三千元の合計二千八百四十四万六千元を追加補正し、その財源として繰越金をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、後期高齢者医療制度との関係について質疑があり、「後期高齢者制度が廃止になるとすれば何らかの影響はあるかと思うが、すべてなくなるとは思われない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、業務費二百万円、施設整備事業費六千二百万円の合計六千四百万円を追加補正し、その財源として一般会計繰入金、繰越金をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、介護保険財政調整基金積立金二千六百六十八万七千元、償還金一千四百三十八万円等の合計四千二百三十一万七千元を追加補正し、その財源として介護給付費交付金、繰越金等をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十一号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、業務費三百六十五万円を追加補正し、その財源として一般会計繰入金をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（北山和生）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十五号 五條市人権総合センター条例の全部改正についてを採決いたします。なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって議第五十五号 五條市人権総合センター条例の全部改正については、否決されました。

○議長（北山和生）次に、議第五十六号 五條市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に議第五十七号 五條市衛生センター条例の全部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって議第五十七号 五條市衛生センター条例の全部改正については、否決されました。

○議長（北山和生）次に、議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって議第五十八号 五條市斎場条例の全部改正については、否決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十七号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十八号 平成二十一年度 五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第七十号 平成二十一年度 五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第七十一号 平成二十一年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第六、議第五十九号、議第六十一号、議第六十二号、議第六十三号及び議第六十九号の五議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、建設経済常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会榮林末次委員長。

〔建設経済常任委員長 榮林末次登壇〕

○建設経済常任委員長（榮林末次）ただいま議題となりました、議第五十九号、議第六十一号、議第六十二号、議第六十三号及び議第六十九号の五議案につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十一日の本会議において当委員会に付託され、十五日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十九号 五條市市民会館条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、指定管理者制度導入に伴う従前との相違点、注意点等について質疑があり、「本制度導入により、市の直営方式が指定管理者に施設の管理運営をゆだねる方式になるが、平等な利用条件のもと、わかりやすく丁寧な配慮に心掛けることなどを運営事項に盛り込むものである。また、管理者の応募資格については、市内に事務所を置く法人その他の団体としている。」との答弁がありましたが、市民が不利益を被ることのないよう管理者に対する指導に努めることや応募資格はできるだけ市内の業者とすることなどの意見、要望があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例に改正しようとするもので、委員から、施設修繕料等について質疑があり、「修繕時間がかかり、修理の必要な部分を今回の補正予算に計上している。」との答弁がありましたが、委員からは、この施設に指定管理者制度は遅かれ早かれ導入すべきであると考え、施設に全体的な地盤沈下も見られることから、施設整備の精査を行い、新市建設計画と合併特例債の位置付け及び観光に対する形を整えてから制度の導入を図るべきである。また、余りにも拙速な提案であるなどの意見がありました。市長からは、西吉野きすみ館の開館をいったん中止して、施設の安全を確認してから再開するとの発言があったことから採決に至らず、本案につきましては、賛成多数により閉会中の継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、議第六十二号 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正につきましては、設置目的を山村地域における地域産業の振興促進に改めるとともに、施設の名称を五條市大塔天辻館に改め、施設の管理運営について指定管理者制度を円滑に導入しようとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、築二十五年の本施設の状態について質疑があり、「今回の補正予算で屋根と水道復旧に伴う修繕料を三百万円計上しているが、内部において不便はない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十三号 五條市上野公園等条例等の一部改正につきましては、施設の管理運営について五條中央公園に指定管理者制度を導入するため、五條市上野公園等条例及び五條市都市公園条例の一部について所要の改正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、テニスコートの使用料や指定管理者制度導入に伴う市民への周知の方法等について質疑があり、「テニスコートの使用料については、上野公園は都

市公園としての位置付けから一時間につき五百円とし、きずみ館は合併以前から一時間につき一千円となつてゐるものであるが、今後は統一した使用料に向けた協議を進めたい。また、指定管理者制度導入による市民への周知については、市の広報なども活用してまいりたいが、市民からの苦情については所管課で対応して管理者への指導を行うが、全体的な窓口は企画財政課になる。」との答弁がありました。また、委員から、中央公園整備工事の進捗状況等について質疑があり、「公園全体の面積四ヘクタールのうち今年度末で三・五五ヘクタール、全体の八〇パーセントが完成する予定で、平成二十二年度末で全体の完成となるが、多目的グラウンドについては既に供用開始をしている。また、市民から遊具等について供用開始の申入れがあることや人件費等の経費削減を見込んで制度の導入を図るものである。」との答弁がありました。委員からは、当面は直営で行い、すべての完成を待つてから制度の導入を考えるべきで、プロセスを踏むべきであるとの意見がありましたが、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第二号) 議定につきましては、下水道維持費三百万円、流域下水道費百七十七千円の合計四百七十七千円を追加補正し、その財源として一般会計繰入金及び市債をもつて賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（北山和生） ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄） それでは、議第六十三号 五條市上野公園等条例等の一部改正につきましての反対討論をいたします。

五條中央公園に指定管理者制度を導入するための条例でございます。ご存じのように、指定管理者制度を導入する趣旨、目的として、理事者の皆さん方は、経費の削減、市民サービスの向上というこの二つの理由を示されてゐるわけでありましても、まだ中央公園の工事は完成には至っておりません。委員長報告にもありましたように、平成二十二年度末で完成となるという状態の中央公園でありますからね。正確な現在の経費がなんぼで、利用者の人数が何人で、それを基本に指定管理者制度の指定管理料をなんぼにすれば、目的の、経費を安く、市民サービスの管理を向上させるという

ことになるのか、その計算の基礎が、まだ工事は完成していなくて本格的な利用をされていないわけですから、この指定管理料の計算の基礎計算そのものが正確にできないという状況であります。

しかし、市長の方からこの指定管理者導入に当たつての市のデータが明らかにされておりますけれども、その中では、年間の管理経費を九百十五万と定めております。その中で、指定管理料九百万と定めているわけですから、この差十五万だけですね。そしたら、二十二年で工事が完成して、利用者が増えて、この現在の利用料十五万が、倍、二倍、三倍となつていった場合、この利用料は指定管理者に入るわけですからね。そうなりますと、九百十五万の管理経費から比べれば、九百万円で指定管理者に指定しても、そんなに経費の削減にはならないわけでありますね。

そして、現在工事が完成していない中で、利用者数は昨年で二千八百六十四人、夜間照明利用件数は三十四件です。これは五條市の職員が直営でやつて利用者二千八百六十四人、利用件数三十四件をしていたにいたっているわけですから、現在の直営でもこれだけの対応はできるわけですから、やはり私も、この中央公園の指定管理者導入というものは時期的には大変慌てたものであつて、正確な指定管理料の計算もできないということもあり、当面は直営でいくべきだということを申し上げまして反対の理由にさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（北山和生） 討論を終わります。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第五十九号 五條市市民会館条例の全部改正についてを採決いたします。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よつて本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生） 次に、議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正についてを採決いたします。

本議案については、建設経済常任委員会委員長から会議規則第百四条の規定によりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。本議案は委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって議第六十一号 五條市西吉野きすみ館条例の全部改正については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（北山和生）次に、議第六十二号 五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十三号 五條市上野公園等条例等の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）ちゃんと立ってください。

起立少数であります。

よって議第六十三号 五條市上野公園等条例等の一部改正については、否決されました。

○議長（北山和生）次に、議第六十九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定についてを採決いたします。

本議案に対する建設経済常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に、日程第七、認第一号から認第十一号までの十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいたしておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会藤富美恵子委員長。

〔決算審査特別委員長 藤富美恵子登壇〕

○決算審査特別委員長（藤富美恵子）ただいま議題となりました、認第一号から認第十一号までの十一議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十一日の本会議において決算審査特別委員会に付託され、十六日及び十七日の二日間にわたり開会いたしました当委員会では、それぞれ提案者の説明を受け、審査を行い、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

審査の方法は、まず各会計の概要説明と総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により一般会計の歳出から各款及び項別に、個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

以下、審査の概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

一、昨今の厳しい財政状況の中、決算内容には翌年度繰越額や不用額が多く見受けられることから、今後は十分心して予算編成に取り組まれるよう求める意見がありました。

二、十五日の建設経済常任委員会において、市長から提案された五條市西吉野きすみ館条例の全部改正の審査中、結論が出ていないうちにもかかわらず、市長から、西吉野きすみ館をいったん中止するとの発言があったことから、中止しようとする施設に指定管理者制度を導入するため条例の全

部改正案を提案してきたことの整合性をただしたのに対し、「施設の現況は閉めざるを得ない状況であるが、福祉施設ができるまでの間は最低限の修理を行い、施設を利用していただきたいと考え今回の補正予算に修理代を計上したが、この修理代では足りないという委員からの発言を受けて、それなら中止するとの発言となった。」との答弁がありました。委員からは、あのときの発言は足りないということだけを言ったのではなく、きちっとした整備をしてから指定管理にすべきということの発言であり、付託された委員会での議論と委員会の存在意義をも否定し、議会における手続、手順を無視した市長の姿勢を強く指摘する意見がありました。

この後、委員の質疑に対する市長の態度に、委員長から再三の注意があつたにもかかわらず応じなかったため、午前十時四十五分に暫時休憩いたしました。

翌十七日、午前十時から総括質問を再開いたしました。

なお、総括質問に限り、報道関係者の傍聴と機器による録音を許可することにいたしました。

冒頭、委員長から、昨日の市長の態度と誠意ある答弁を強く求める注意がありました。

初めに、昨日の質問のうち、五條市西吉野きすみ館条例の全部改正の審査中、西吉野きすみ館をいったん中止すると市長が公言したことについて再度の質問がありました。質問の趣旨に対する的確な答弁を終始得られることができず、議論がかみ合うこともなかったため、委員からは、市長としての立場を認識した責任ある発言を求める意見が相次ぎました。また、合併協議会における観光施設と福祉施設の取決め事項等の内容について、市長の認識不足を指摘する発言が続きました。

三 指定管理者制度についてただしたのに対し、「市内には公共施設として三百九十六施設があり、できるだけ早い時期の指定管理者制度の導入を以前から検討していたが、なかなか前に進まなかった。」との答弁がありました。委員からは、指定管理者制度導入にかかわらず、最近の行政活動は余りにも短絡的であり、常識とルールにのっとりたあるべき行政活動を求める意見がありました。

四 決算内容において、改めて不用額や繰越明許費の多さを指摘する意見がありました。

五 代表監査委員からの決算審査の結果報告を受けた内容についてはどう受け止めたのか、市長としての指針をただしたのに対し、「一句もございません。」との答弁がありました。

六 市長就任後に取り組んだ陸上自衛隊駐屯地の誘致活動の進ちょく状況等についてただしたのに対し、「市議会でも決議しており、大規模災害等に対する備えからも県と防衛省に要請しているところである。政局が替わったことを受けて県とも相談の上、新たな要望活動を行いたい。」との答

弁がありました。委員からの、行政活動だけでは無理があるのではないかとの指摘に対し、「一般的になじみが少ないことから関心が低いのは事実であるが、自衛隊員募集事務も自治会に協力を得、議会とも協力して今後とも取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

七 法務省所管の矯正施設誘致についてただしたのに対し、「交通犯罪者に限ってということで法務省に対して要望活動を行ったが、施設建設や予算面から当面は要望にこたえられないとの返事であった。しかし、政権交代があったので、また要望にまいりたい。」との答弁がありました。

八 随意契約の件に伴って市長が公言したごみ収集業務とし尿収集業務の件についてただしたのに対し、「現在は随意契約で業務を委託しているが、工事関係で随意契約が駄目だということであったことから、業者が替わってもいけるということで指示をした。」との答弁がありました。

九 建設業協会五條支部総会において、新市役所庁舎四十億円、西吉野福祉施設三億円などの事業を今後推進すべき事業として市長が説明したうち、特に市役所庁舎建設事業のタイムスケジュールについてただしたのに対し、「基本的に箱物は反対であると言ってきた。五百二十億円の借金で無駄な箱物もあったが、庁舎などは合併特例債を使い、し尿処理施設やみどり園などフレキシブルに考えてやっていきたいが、どれもこれも必要であるため順番は決められない。また、合併特例債の期限である二十六年度を期限としているが、庁舎整備等調査の研究委員会はあるもののまだ結論には至っていない。」との答弁がありました。委員からは、選択肢として、経費面を考えた耐震補強の提言がありました。

十 決算審査の結果報告で指摘のあった随意契約についてただしたのに対し、「指摘の工事については緊急性があったと思っており、違法性はないものと認識している。」との答弁がありました。委員からは、市長は話をすり替えて、し尿、ごみの業者、みどり園の委託業者、警備会社に電話をかけた行為などは、市長としての資質に欠けるものであるとの指摘がありました。

十一 教育委員会委員の提案がなかったことについてただしたのに対し、「基本的に人事案件は同意されるもので、二名の方は能力のある方と思いつて提案してきたが、過去九回の否決となった。ほかに適任者はいないので、今回は提案をしなかった。」との答弁がありました。委員からは、新聞社に対し、人事案件について議会は反対するものではない。また、市議会と断固として戦うなどと発言した市長に対する非難がありました。

午前十一時五十九分に昼食休憩し、午後一時三十分から総括質問を再開しました。

十二 分限休職処分の消防長の職務についてただしたのに対し、「関係法等から八月二十一日付けで分限休職処分で秘書課付けとし、副市長を五條市消防長事務取扱に任命をしたが、台風シーズンを迎えることに配慮し、市長部局と消防本部との連携を密にしていきたいと思います。また、診断書は一箇月ずつの提出であり、消防長の一日も早い回復を願っているところである。」との答弁がありました。委員からは、市民の安全・安心のためにも、一刻も早く新しい消防長による体制づくりを願う意見がありました。

十三 西吉野福祉施設の計画中止の発言についてただしたのに対し、「にしよしの荘跡地については、議員の一般質問を受けて中止の発言をした。きすみ館についても中止の方向でいきたいと思っている。」との答弁がありました。

十四 十七日の朝、五條市青ネギ生産組合育成補助金が総務文教常任委員会でも否決となったことのチラシが議員控室に配付されていたことなどについてただしたのに対し、「チラシについては存じていないが、組合では、青ネギの業績も良いことから、現在の計画では日量一トンであるが、一大産地を目指し十トンを目標に事業計画を立てている。」との答弁がありました。委員からは、着眼点は良いが、一大産地となるには、水はけの良い広大な農地とスプリンクラー施設等の整備が必要であるとの意見がありました。

十五 西吉野福祉施設ときすみ館の計画中止の発言について再度確認がありました。
午後二時八分に暫時休憩し、午後二時三十七分から総括質問を再開しました。

冒頭、委員長から、太田議員の一般質問は「にしよしの荘福祉施設は進んでいるが、観光はどうするのか。」ということであったが、その際の市長の答弁は「観光を言うのであれば、福祉施設もしない。」というものであった。先ほどの益田委員からの質問に対する市長の答弁は、「どちらかやめます。」とのことであったが、やめるのであれば、設計業務の入札まで済んでいる現在、市は契約をほごにすることになり、市が違約金を支払わなければならない状況になるが、このことについて市長はどのように考えているのか。違約金の請求があればどうするのかを市長にただしたのに対し、「違約金の請求があれば、法、条例に基づいて対処したい。」との答弁がありました。

十六 市指定ごみ袋の強度についてただしたのに対し、「以前から指摘があるが、燃えるごみの袋は、搬入の後、投入ピット内でクレーンにより破碎され、ごみをほぐすことで燃焼効率を上げており、強いごみ袋の場合は燃焼効率が悪くなり、ダイオキシンの発生につながる。」との答弁がありました。

十七 みどり園のごみの持込時間についてただしたのに対し、「ごみの持込時間は、指定ごみ袋は午前八時三十分から午後五時十五分まで、計量を要するごみは午前九時から午前十一時五十分までと午後一時から午後四時までである。また、小さい方の燃えるごみの袋は、本年度発注分から一〇パーセント容量を増やしたものに替えている。これらについて、指定ごみの持込時間、計量ごみの受付時間とともにチラシに掲載して、再度市民の皆様へ周知を図りたい。」との答弁がありました。

十八 市長は、給料は要らないのでごみ袋は安くすると公約に掲げたことについてただしたのに対し、「今の現状でいきたいと思う。」との答弁がありました。

十九 一般質問に対する答弁で、市長が「無駄な事業」と発言した事業の洗い出しを求めたのに対し、答弁が不誠実であったため、午後二時四十五分に暫時休憩いたしました。

午後三時三十一分から総括質問を再開しました。

冒頭市長から、「五万人の森公園、五條文化博物館、茶室、水辺の広場テニスコート、こんぴら館、大塔郷土館及びいずれかの地区体育館で、おおむねこういうところである。」との答弁がありました。委員からは、おおむねではなく、この九月議会が終わるまでに資料提出の要求がありました。また、五條市が今後推進すべき事業として二百二十三億円にのぼる事業計画の中で、市役所庁舎の建て替えには反対であり耐震補強のみを要求するところである。また、市長たるものは、まじめに誠意を持つて答弁し、市民に恥じない政治を心掛けるべきであり、市長の一連の発言は市民を惑わす無責任な発言であり、為政者としての自覚に欠けているとの意見がありました。

以上、午後三時五十分に総括質問を終え、引き続き各会計別に審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。
初めに、一般会計の歳出についてであります。

一 児童福祉施設費の延長保育促進事業補助金の内容についてただしたのに対し、「なかよし保育園に対する補助金六百万円とちべん保育園に対する補助金四百九十万円である。」との答弁がありました。

二 し尿処理費の委託料のうち、し尿収集清掃業務委託料、し尿運搬業務委託料及び生し尿運搬業務委託料についてただしたのに対し、「し尿収集清掃業務委託料と、し尿運搬業務委託料は西吉野町の分で、生し尿運搬業務委託料は大塔町の分である。し尿処理の運搬というのは、中継所から衛生センターへ、し尿を運搬するもので、収集清掃というのは、収集委託業者が個々の家から収集した分の料金をいったん市に納め、改めて市から委託料として支払っており、西吉野町では合併前からそういう方法をとっている。」との答弁がありました。

三 農業振興費の市グリーンツーリズム推進補助金についてただしたのに対し、「北宇智で行っている食の乱反射事業に対する補助金である。」との答弁がありました。

四 商工振興費の市商工会育成補助金の内容についてただしたのに対し、「経営改善事業費として五百四十四万円を、商工会育成を目的に例年支出している。」との答弁がありました。委員からは、補助金が団体の経常経費や固定費に使用されることなく、真に商工振興の一助となっているかのチェックを必ず行うべきであり、二十年来指摘しているが、支出内容については責任を持つべきであるとの指摘がありました。

五 商工振興費の投資及び出資金の全額が不用額の決算となっていることについてただしたのに対し、「信用保証協会損失補償契約預託金で、通常

何もなければ毎年度決算までに戻入れがあるもので、制度改正によりこの制度はなくなっている。」との答弁がありました。

六 土木費全体にかかわって不用額が多いことについてただしたのに対し、「地域活性化生活対策臨時交付金事業が年度途中に盛り込まれたため、当初予定の事業が不用額として残ったものである。また、地権者の合意が得られずに不用となったものがある。」との答弁がありました。委員からは、地元の合意が得られない工事には着手せずに、市民サービスに直結する事業でもあることから、地権者の協力がある地元の声に対しては、できるだけの対応を求める意見がありました。

七 教育費のうち事務局費の繰越明許費の内容についてただしたのに対し、「国の第一次補正及び第二次補正の関係から繰越しとなったが、事業内容については、教育ネットワークシステム構築事業で西吉野小・中学校教師用パソコン二十一台の更新と地上デジタル対応テレビ購入事業として市内の幼稚園、小・中学校、高等学校に百五十四台を購入するもので、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金及び地域活性化生活対策臨時交付金を財源としている。」との答弁がありました。委員からは、事業の遅れを指摘する意見がありました。

八 小学校費のうち学校管理費の特殊建築物調査委託料についてただしたのに対し、「市内の九小学校すべての建物を関係法に基づき、毎年度、建物構造等について調査をするもので、三社による指名競争入札であった。」との答弁がありました。

九 備品等について不用額が発生するのは、予算計上する際の予定価格よりも、実際には廉価で購入することができた場合などが要因の一つであることの確認がありました。

一般会計の歳入についての質疑はありませんでした。

次に、各特別会計についてであります。

一 今般の衆院選で民主党に政権が交代したが、民主党がマニフェストに掲げた後期高齢者医療制度の廃止にかかわって県から今後についての連絡等の有無についてただしたのに対し、「本制度の廃止で他の会計への影響も考えられるが、現在のところ、会議の開催や通達等について県からの連絡はない。」との答弁がありました。

次に、財産に関する調書についてありますが、質疑はありませんでした。

次に、企業会計についての質疑もありませんでした。

以上が概要であり、こうして質疑が終了いたしました。

最後に委員から、決算の内容については問題はないが、総括質問全体における市長の態度と答弁内容の不誠実さについては到底納得がいくものでは

ないとの発言があった中、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本案は全員一致をもって認定すべきものと決定し、午後四時五十五分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（北山和生）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、始めに大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、ただいまの決算審査特別委員会に審議されました議案に対しましての反対討論をさせていただきます。
議案ごとに申し上げます。

認第一号 平成二十年度五條市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますけれども、ただいまの委員長報告にもありましたように、この決算の中には宇智学童保育所の決算、また、妊婦さんの無料検診を二回から三回への引上げの決算、それから、生活バスの運行の決算、五條中学校、五條東中学校の耐震診断及びその設計費の決算、あるいは西吉野・大塔への飲み水の給水等々の決算等々、市民の皆さん方の切実な要望にこたえた決算もたくさん入っているわけであります。こういった決算につきましては賛成させていただく次第でありますけれども、ただいまから申し上げます決算のみについては反対をいたします。

その一つは、我々市議会議員の政務調査費でございます。五條の政務調査費は議員一人当たり月三万円、年間三十六万円になっております。そして、領収書の提出につきましては、複写した領収書を添付することが義務づけられているわけでありますけれども、財政の厳しい状況、また、隣の橋本市の市議会議員の政務調査費と比較いたしましたしても、額は月二万円、年間二十四万円以下に引き下げるべきだと、そして領収書の提出につきまして、本物の領収書の提出を義務付けることを主張いたしまして、この政務調査費につきましては反対します。

次は、警備委託しておりますデネブへの委託料の決算でございます。この反対理由を申し上げますと、ご存じのように、デネブが警備委託しております五條市内のスーパーで盗難事故が起こりまして、デネブの指令室に連絡が入ったにもかかわらず出勤しなかったために三百五十万円の入った金庫が盗まれたということが過去には起こっております。警備業法を正しく実行しておらないことになりましたので、この予算に対する五條

市の公共施設の警備委託には反対するものであります。

また次は、部落問題の真の解決を目指して、現在の同和行政につきましては反対いたします。この間、個人給付はなくなり、その他同和行政が終結の方向に向けて進んできております。しかし、現在におきましては駐車場問題、それから地区改良住宅入居に関する条例等々で、まだ同和行政が残っておりますので、必要なことは一般行政に移行し、必要のないものについては終結するように申し上げまして、反対するものでございます。

一般会計の歳入歳出決算認定につきましては、今反対の決算を幾つか申し上げましたが、それ以外の決算につきましてはすべて賛成させていただきます。

次に、認第二号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、福祉行政の大切な行政でありますので基本的に賛成いたします。

次、認第三号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につきましては、これも大切な福祉事業の一つでありますけれども、消費税五パーセントが転嫁されておりますので、消費税のみに反対し、その他の決算につきましては賛成いたします。

認第四号 平成二十年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成いたします。

認第五号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、大事な事業でございますけれども、消費税五パーセントが料金に転嫁されておりますので、消費税のみ反対し、その他の事業につきましては賛成いたします。

認第六号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成いたします。

認第七号 平成二十年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成いたします。

認第八号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成をいたします。

認第九号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、必要な事業でありますけれども、消費税五パーセントが料金に転嫁されておりますので、消費税のみ反対し、他の事業につきましては賛成させていただきます。次第であります。

認第十号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初この条例ができるときには反対し、以後賛成する中で状況を見守ってきたわけでありませうけれども、衆議院議員選挙におきましても各政党も出されましたように、やはりこれは廃止して、適当な医療保険を再度制定すべきだということで、今回の決算認定につきましては反対をいたします。

認第十一号 平成二十年度五條市水道事業会計決算認定につきましても、大変大切な事業でありますけれども、消費税五パーセントが料金に転嫁さ

れておりますので、消費税のみ反対し、他の事業につきましては賛成するものであります。

以上で決算認定につきましての反対討論とさせていただきます。

○議長（北山和生）次に、益田吉博議員の発言を許します。六番益田吉博議員。

〔六番 益田吉博登壇〕

○六番（益田吉博）ただいま上程されております、平成二十年度各会計歳入歳出決算の十一議案につきまして、議長から発言のお許しが出ましたので、賛成の立場から討論をいたします。

私は、先の決算審査特別委員会において審査いたしました委員の一人として、委員長から報告のありましたとおり、全議案に対して賛成するものであります。

さて、今回の決算におきましても、現下の厳しい地方財政状況をそのまま反映している様子が見てとれました。

本市においては、十九年度から枠配分による予算編成を行い、予算総額の抑制に取り組まれていますが、二十年度決算では、歳入面においては法人市民税が落ち込み、地方譲与税も前年を下回っている中、勸奨退職者の増加に伴う退職手当債と借換債などの市債発行とともに基金を取り崩すなど、財源の確保に苦心されている様子が伺えました。

次に、歳出面においては、西吉野・大塔地区のケーブルテレビ整備事業、上野公園多目的グラウンド人工芝改修事業などがしゅん工を迎え、継続事業としては、みどり園焼却施設大規模改良事業、道路新設改良事業、林道整備事業、五條中央公園建設事業などが計画的に展開されております。

さらに、経常的な経費に目を移しますと、少子高齢社会に対応する社会保障関係施策、教育の振興などの重要課題に取り組みながらも、行財政改革の数値目標である「集中改革プラン」に沿った経費全般についての見直しなどが進められています。

今後はこの取組を更に推し進め、的確な行政運営に努めていただきたいと思います。

また、国民健康保険、簡易水道、老人保健、下水道事業、墓地事業、介護保険、大塔診療所、農業集落排水事業及び後期高齢者医療の各特別会計並びに水道事業会計におきましても、それぞれ独立採算の基本原則を踏まえながら、非常に厳しい状況下で努力をされていることが伺えました。

特に、簡易水道事業、下水道事業及び水道事業会計におきましては、一般会計と同様に公的資金補償金免除繰上償還を行い、公債費負担の軽減に努めておられます。

これらのことも評価するものであり、平成二十年度の各会計歳入歳出決算は、適正に執行されていると考えるものでございます。

以上申し述べましたことから、上程されております全議案に対し賛成するものであり、議員各位には、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。まして討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（北山和生） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を一括して採決いたします。

ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

○議長（北山和生） 次に、日程第八、議会改革特別委員会委員長報告を求めます。議会改革特別委員会榮林末次委員長。

〔議会改革特別委員長 榮林末次登壇〕

○議会改革特別委員長（榮林末次） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから議会改革特別委員会における協議の経過及び結果につきまして御報告いたします。

当委員会は、本年第一回三月定例会で設置されました。

その際に、七人の委員が選任され、以来今日まで、本市の実情に根ざした実効性のあるテーマに沿って、精力的に協議をしてまいりました。

申し上げるまでもなく、平成十二年に地方分権一括法が施行され、平成十八年には地方分権改革推進法が制定されました。

「地方分権」は大きな流れとして、本市の市民生活にも影響を与えてまいります。

そのような流れの中、国においても第二十九次地方制度調査会の最終答申にありますように、「基礎自治体は、住民に最も身近な地方公共団体として、更に、その自主性を高めていくことが期待される。」とし「議会制度のあり方」については、議会機能の更なる充実と強化が求められるとされ、議会の役割が十分に発揮するようにするためには、自己改革の取組に加え、様々な見直しが今後検討されていくことになるだろうと思われます。

答申にも示されているように、「議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議、討論を通じて、適切な形で地方公共団体の運

営に反映させることである」ことから、我々議員には、様々な住民の声をキャッチすることが求められており、住民代表としての議会の条件であることは、衆口一致するところであります。

そのような状況を踏まえて、この議会改革特別委員会も先の三月定例会において、「議会の組織や運営の自由度が高まった現在、地方分権により、二代表制を機能させる必要性が更に高まってきており、また市民の信頼と負託にこたえるためにも、開かれた、市民とともに歩む議会を目指し、時代に合った議会についての諸課題に取り組むこと」を目的として設置されたわけであります。

それでは、当委員会における協議内容について御報告いたします。

今日まで七回の委員会を開催し、その間、二回開催された議員全員協議会においても議員各位からきたんのない御意見をお聞かせいただきました。当委員会といたしましては、時間的な制約がある中、実効性のあるテーマを設定し、集中的に協議してまいりました。

四月七日に開催した第一回委員会では、まず正副委員長を選出し、委員長に私、榮林末次が、副委員長に川村家廣委員がそれぞれ選任されました。我々の残任期との関係から、検討課題を具体的に絞っていく必要性を認識し、四月十四日に開催した第二回委員会では、各委員から出された意見を基に、当面、当委員会として取り組むべき事項について協議いたしました。

その結果、「一、議員が、審議会や協議会の委員を兼務している際の、報酬の重複支給を禁止することについて」「二、特別車両料金、すなわち新幹線等のグリーン料金の支給を禁止することについて」「三、議長交際費をインターネットで公開することについて」「四、全議員を対象とした研修会を開催することについて」「五、議員報酬について」の五項目について、まずは当委員会で協議することになりました。

その結果、一つ目の、議員が審議会や協議会の委員を兼務している際に、その報酬の重複支給を禁止することについては、委員全員の賛同を得ることができ、当委員会から条例改正案を提出することに決定いたしました。

次に、二つ目の、鉄道を利用して出張等をする際の、市長、副市長及び教育長と同じように議員に対しても支給することが可能となっている特別車両料金、すなわち新幹線等のグリーン料金の支給を禁止することについては、当委員会から条例改正案を提出することに決定いたしました。

次に、三つ目の、議長交際費の執行状況をインターネットで公開することについては、委員会では満場一致で市のホームページで議長交際費の執行状況を公開していくことになりました。

次に、四つ目の、全議員を対象とした研修会を開催することについては、改選後三月定例会までに研修会を開催するべきとの意見が出されました。次に、五つ目の、議員報酬については、委員から様々な意見がある中、次回の委員会に詳細な資料を用意して、委員会として幅広く研究するべきで

あるとの意見が出されました。

五月十一日に開催した第三回委員会では、第二回委員会で委員各位から出された意見を踏まえ、更に具体的に協議をいたしました。

議員が審議会や協議会の委員を兼務している際の報酬の重複支給を禁止することについて、及び出張や研修の際に鉄道を利用したときの特別車両料金の支給を禁止することについては、船舶を利用したときの寝台料金及び特別船室料金も併せて議員には支給しないとする条例改正案を、六月定例会に提出することにいたしました。

また、改正条例の施行日は、本年七月一日といたしました。

この二つの条例改正案は、先の六月定例会に上程され、全員一致で可決、成立し、既に七月一日から施行されております。

また、議長交際費の執行状況をインターネットで公開することについては、まずは上半期分を、十月一日以降書類整理ができ次第、市のホームページで公開することにいたしました。

全議員を対象とした研修会を開催することについては、先にも申しましたが改選後三月定例会までに開催することになりました。

議員報酬については、県内及び近隣市について、議員報酬だけにとどまらず、人口、議員定数、政務調査費等の状況に関する資料、全国の市議会の議員報酬に関する資料、中でも特に人口規模が類似している市に関しては議員定数や議員報酬、その他の状況などの資料も参考に、委員会で比較検討を加え、協議いたしました。

委員からはきたんのない意見が出されましたが、結論は出ませんでした。

五月二十二日に第四回委員会を開催し、六月定例会の中間報告も踏まえて、当委員会としての意見調整を行いました。

議員報酬に関しては、金額は引き下げる方向で前向きに考えるが、具体的な金額については議員全員協議会で全議員の意見を聴き、更に協議を進めていくことになりました。

五月二十九日に開催された議員全員協議会では、議員各位から貴重な御意見をお聞かせいただきました。

六月定例会が開催され、六月八日に当委員会の中間報告を本会議の席で行い、その際に各位の御理解と御協力をお願いしたところでございます。

七月十五日に第五回委員会を開催し、それまでの協議内容、また五月二十九日の議員全員協議会で議員から出された御意見等を踏まえ、委員会として「今後取り組むべき事項」について協議いたしました。

主に、議員報酬について協議し、委員からは率直な意見が数多く出されました。

「議員全員協議会でも出されていたが、改選後の新しい議員に検討していただくべきである。」「報酬については、下げるとい方向性を示しておくべきである。」「最終的な率をこれくらいと、目標数値を決めて、議員全員協議会で報告して、結論は新しい議員を交えて出したらどうか。」「選挙の際に、議員一人一人が市民の意見を聞けばよい。」「率を決定しないで、率に幅を持たせて委員長報告をするのはどうか。」「県内の状況を見て、率に幅を持たせて決めておくべき。」「新しい議員の中にも、どんな意見もある。」「議員報酬の額を余りにも下げると、若い議員が出てこない。」「若い人に議員になってもらうべきである。下げることに反対するわけではないが、そのためには下げる率を考えてほしい。」「広域な五條市の面積も考慮に入れるべきである。」「一〇パーセントから三〇パーセントの範囲で幅を持って決めるのはどうか。」などの意見が出された一方、「市長がアンケートまで取っている中、委員会では具体的な引下げ案を出すべきである。」「議員自らが検討して、話し合って議案を提出するべきである。」「市長から二〇パーセント削減案、議員からも三〇パーセント削減案が、それぞれ提出されているので、委員会としても率を出したかどうか。」「現在の二十一人の議員で結論を出すことが大事である。」との意見がありました。

また、「政務調査費や常任委員会、特別委員会の研修旅費についても協議するべきである。」とする意見も出されました。委員会では、本件については慎重に協議する必要がある、それぞれの会派の意見も集約するべきであるとの意見も出されたことから、再度委員会を開催することにいたしました。

八月三日に第六回委員会を開催し、先の委員会に引き続き「今後取り組むべき事項」として、議員報酬について協議いたしました。委員会では、「選挙も間近なので、我々が具体的な率まで決めてしまうのは無責任である。」「今は下げるとい方向だけで、数値は次の段階である。」「下げるとい基本については賛成するが、この協議は改選後も続けるべきではないか。」「下げる方向であると、委員長報告してもらおうが一番良い。」との意見が出されました。

また、一方では「具体的な率を出して協議するべきである。」「市長が言うように、二〇パーセント程度は引き下げるべきである。」「下げる方向だけ決めて、次の議員に託すというのはいかがなものか。」「市民に聞いてみると、下げるべきであるとの意見である。」「議会改革特別委員会が設置された以上、ある程度は結論を出すべきではないか。」との意見が出されました。

調整がつかないので採決することになり、委員会として率を出し結論を出すという意見については、二対四で否決されました。また、政務調査費についても、改選後の議会で協議するべきとなりました。

しかしながら、全議員に関係することであるので、議員全員協議会を開催して報告するべきであるとの意見が出され、採決の結果、全員一致で議員

全員協議会で報告することになりましたので、八月二十六日に開催された議員全員協議会で当委員会における協議の内容と結果を報告いたしました。

九月三日に第七回委員会を開催し、委員会としての最終報告について協議いたしました。

委員会では、一部の委員から、「議会改革特別委員会として一番大事な議題である議員報酬については、市の財政状況を理解し、他の自治体の状況も把握している現在の議員で具体的な引下げ案を提出するべきではないか。」との強い意見が出されましたが、ほかの委員からは、「前回の委員会で採決し、当委員会としての意思決定が既に出ている。」とする意見が出されました。

また、その際には、「議員定数を六人削減していることも重視するべきである。」「協議は、次の議員にゆだねるべきである。」「我々の任期はあと二箇月しかなく、その点も考慮するべきである。」などの意見も出されました。

協議した結果、委員会としては、先に決定したとおり、率はおさずに下げる方向で、改選後の議員に引き続き検討していただくことに決定いたしましたので本日皆様に御報告いたします。

先の中間報告でも、また冒頭でも申しましたが、議会は、市長とは独立、対等の機関であること、議会の役割を十分に発揮するためには自己改革の取組が不可欠であること、よって我々議員は、自らのことは自らが決定するという「議会の自治」を強く認識し改革に取り組むことなど、我々自身に求められていることを理解しなければなりません。

しかし、すべてのことに対して拙速に結論を出すことばかりを求めるのではなく、サイレント・マジョリティの意見をできるだけ掘り起こし、市民の皆様の理解と納得が得られるような深い議論と、それに基づく結論を導き出すことが何よりも大切であります。

本年十一月には、我々議会が決定した議員定数十五での市議会議員選挙が執行されます。

当委員会でも意見が出されておりますように、議員定数と議員報酬は切り離せない関係にあります。

現在の二十一人の五條市議会議員が六人減の十五人になるわけでありますので、まずはその検証を五條市議会としても、また市民の皆様にも、それぞれの立場で行っていただき、「本市に合った議会」について、更に検討していただく必要があります。

よって「五條市議会の改革」については、改選後の議員においても、一層掘り下げた協議を継続していただくよう希望するものであります。

この間、市民の皆様への負託にこたえるために、委員会として専心努力してまいりました。

また、皆様からは、様々な御意見もお寄せいただきました。

各位には深く感謝するところであり、我々議会及び議員を取り巻く諸課題については、今後も積極的に取り組んでまいりますので、各位の御理解、

御協力をお願い申し上げ、議会改革特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（北山和生）以上で、議会改革特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（北山和生）次に日程第九、推第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）推第二号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました推第二号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の辰己清史氏の任期が本年十二月三十一日をもって満了するため、再任をお願いいたしたく思っております。辰己氏は人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（北山和生）次に日程第十、本日提出されました同第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）同第七号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第七号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました故御勢久右衛門委員の任期が平成二十一年六月十六日で任期満了となりました。

よって、欠員となっております委員の補充といたしまして、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は人格も高潔で、教育及び文化においても深い識見があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。（「二十番」の声あり）大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）この議案につきましては、退席をして、採決に当たりましては棄権をさせていただきたいと思っております。

その理由を申し上げます。これで十回目でございますけれども、九回目までは、吉野市長の疑惑問題を理由に退席してきました。きょうはもう一つ付け加えて、今決算委員長から報告がありましたように、人事案件について議会は反対するものではないという、この法律無視、独善、これが吉野市長からあったということを決算委員長の方から報告があったわけですけれども、こんな考え方ではとてもあなたの出した人事案件については、私は賛成させてもらうわけにはいかない。そして、今まで反対された皆さんの理由のポイントは、吉野市長は市長選挙のときの公約として民間人を

登用することであつたのが一つですね。もう一つは、教育関連の法律の改正で教育委員会の中の保護者を入れるべきだという、これも反対理由の二つ目の重要な理由です。これだけ重要な理由で反対されているのにもかかわらず、再検討をせずに同じ人を出してきているというこの態度、本当に決算委員会の中にもありましたように、これはもう、とてもあなたの考えと態度は賛成できないということをはっきり申し上げまして、議長、退席させていただきますので、取り計らいの方、よろしく願ひしたいと思います。

○議長（北山和生）質疑を終わります。（「十九番」の声あり）十九番榮林末次議員。

○十九番（榮林末次）私も本議会はこれが最後になりますので、ちよつと市長にこれを申し上げておきたいと思ひます。

なぜ反対するかという理由を、現在の心境をお話ししますけれども、十回、元校長ですか二人とも。それだけの立派な教育者を九回もここに出してきて、そして本人がまだいまだに出すことに対して了解しておるのかと、さすれば、これは教育長をする資格は常識としてまったくないという世間の話ですな。私もそう思ひます。だから私も発言する機会はないので、今までなぜ反対してきたかということを、ここで改めて明らかにしておきたいと、かように思ひまして発言させていただいたわけですが、よろしく。そういうことです。（「二十一番」の声あり）

○議長（北山和生）二十一番田原清孝議員。

○二十一番（田原清孝）私も、これ十回ということでごいまして、一番最初の臨時議会には、私は賛成をしたわけです。そうしたときに、五人が賛成しておつた。あと全部が否決したと。そして、九月議会にまた出てきまして、私は議運におりましたので、市長に、「こういうことを今出しても、また否決になるぞ。ですから今回は下げて、十二月議会にもう一回出し直したらどうで。それまでに議員の皆さんに了解を得たらどうで。」と、私はこう申しましたね。ところが市長は私に対して、「反対する者はしたらええんやんかえ。そしたら議員が笑われるだけや。」と、こういうことを言われました。まだふた月にしかならんから、このときには私、外に出たらよかつたんやけど、大谷さんは出たんやけど、私その中に入つてましたんや。ここでも私は賛成でもない、反対でもないと思つたんですけれども、新聞には賛成ということになっておりますけれどもね。こうした中で、そしたら今になってみて、きのう私のところに届いた手紙、これどうで。田原清孝議長つて、おれ議長と違うで。（笑声）……おれは反対していると、こういうことを書いて、そして同級生に全部送っているのですね、市長の同級生。こういういい加減な話、こんなばかなこと、これ、選挙妨害になりますで。ですから、私はもうこんなん否決やなしに、本当なれば、賛同していただくのであれば、わしは不信任案を出すべきだなと、こう考えております。（拍手）

こんなばかな話がまかり通るとは、五條市議会をどう考えておるのか。そして、人事案件というものをどう考えておるのか。子や孫のためと言いな

から、こういうばかなことをして、そして反対しておるのは田原議員やか何とかと、こんなことを書いて出してくる。けしからん話やけども、そういう意味で私は到底賛成できるものではありません。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（北山和生） 次に日程第十一、本日提出されました同第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 同第八号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（北山和生） 提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） ただいま上程いただきました同第八号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について同意を求めるものであります。

後任として伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識のある方です。また、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北山和生） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） この同第八号 五條市教育委員会委員の任命につきましても、同第七号と同じ理由をもちまして退席し、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の方で取り計らいの方よろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。（「十六番」の声あり）十六番。

○十六番（樫塚凱一） 市長におかれましては、藤富議員の議会制民主主義とはどういうことですかと一般質問で聞かれて、そんな難しいことわからんとおっしゃいました。

今の教育長、伊藤氏の選任も十回目ですけれども、これだけ議会が否決しているにもかかわらず度々名前が出てくる。その推薦されておる伊藤という、教育長にもなろうとする者が議会制民主主義を知っているのか、それを疑問視するわけでございます。市長に答弁は求めませんが、よって私は反対いたします。

○議長（北山和生） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（北山和生）次に日程第十二、本日提出されました議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十二号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）ただいま上程いただきました議第七十二号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の追加議案書を御覧ください。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでありますが、ご存じのとおり本条例につきましては、平成二十年十二月議会において、議員提案により五條市長の給与月額を一定期間について減ずる旨の規定が附則第九項として追加されたところでございますが、これを従前の本則第三条、別表第一により支給するため、当該附則第九項を削除するものでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、藤富美恵子議員の発言を許します。四番藤富美恵子議員。

〔四番 藤富美恵子登壇〕

○四番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま上程されました議第七十二号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

ただいま市長から上程されました条例改正案ですが、昨年十二月定例会において議員提案され、賛成多数で可決したものであります。

その際の提案理由は、「現在五條市には約五百億円の借金があり、大変厳しい財政運営を強いられている。五條市の財政はますます苦しくなる一方で、今後も財政健全化に向けて市民の皆様にも更なる御理解と御協力を求めていくことになる中で、五條市のトップリーダーという立場にある市長は、市民の皆様にも痛みを強いるときには、当然のことながら、自らがまず血を流し、行政改革に取り組む姿勢を示さなければならぬ。吉野市長は平成十九年四月に五條市の財政改革を公約に掲げ当選し、同時に市長の給料の三〇パーセントから五〇パーセントの削減を市民に約束されており、市長の給料の削減に関しては平成十九年六月議会で五パーセントの引下げを提案されましたが、率が低すぎるということで否決となり、市長は平成十九年十二月議会の一般質問の際に、平成二十年三月議会に提案したいと考えているという答弁をしたにもかかわらず、一年たっても市長からは何の提案もないので、市長の給料三〇パーセントの引下げを即刻実現すべきであると考え、改正案を提案した。」というものであり、賛成多数で可決されました。

議員各位には既に御理解いただいているものと思いますが、本市には五條市特別職の報酬等審議会条例が制定されており、その第二条は「市長は、議会の議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」となっております。第三条は「審議会は、委員十人以上をもって組織し、その委員は、五條市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、市長が選任する。」となっております。

報酬審議会条例は、基本的に特別職の給料等の額について公正を期するため、市長がこのような条例改正案を議会に提出しようとするときには、あらかじめ審議会の意見を聞くとする拘束の規定であり、市長の諮問に応じてその額が適正であるかどうかを調査及び審議し、結果を市長に対して答申するものであり、議会にかける前に市民の立場からの審査を経ることは、市長は独任体であり、権力の集中から招きやすい無批判、独善性から、合議制を採用する委員会が、公平、中立、妥当性を図るための仕組みであり、市民が直接参加することで、行政の民主化も期待されるものであると

考えます。

このような条例があるにもかかわらず、しかも市長に権限と責任があるにもかかわらず、今朝になって突然、しかも、審議会の意見も聞かずに拙速に提案されてきたこの条例改正案については、そもそもの手続、手順に問題があると考えます。まずはその手順を踏んだものを提案してくるべきであり、市長がこの手順を省略することが理解できません。

よって本日提案されました議第七十二号につきましては、まずは市長が報酬等審議会を開催し、市民の意見を聞き、その結果を受けて議会に提案してくるのが原則であることから、その手順を踏んでから提出するべきであると申し上げ、よって本案については、この条例改正はいったん白紙に戻すべきである、反対であると申し上げ、私の討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（北山和生） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（北山和生） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回、二十八日午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後三時四十五分延会

